

# 日本における相続税の課税方式に関する研究

餅 川 正 雄\*

## 概 要

本研究は、我が国の相続法の基本思想を踏まえ、現行の相続税法の課税方式 (taxation method) の問題を考察するものである。世界的にみると、相続税の課税方式は、被相続人 (故人) の遺産に課税する遺産税 (estate tax) と遺産を取得した各相続人に別々に課税する遺産取得税 (inheritance tax) の二つに大別される。我が国の相続税法は、遺産税方式と遺産取得税の折衷制度 (eclectic system) となっている。本研究では、この折衷制度である法定相続分課税制度 (statutory inheritance taxation system) の問題点を指摘する。相続税法は民法・相続編 (以下、相続法という) を基礎に置いているものであるため、民法の相続制度を前提として考察することになる。相続法と相続税法の交錯についての筆者の基本的な立場は、遺産分割 (estate division) の在り方について相続税が影響を及ぼすという考え方である。本研究の研究対象である「相続税法」の諸問題を研究するためには、相続法の基本思想を考察する必要がある<sup>1)</sup>。そのため、最初に法定相続の基本原則に関する考察を行い、相続税の課税根拠に関する諸学説を整理する。次に、日本の相続税の課税方式における「法定相続分」の存在理由と計算過程を示して、現行の課税方式から発生する不公平性を明らかにする。

キーワード：法定相続分課税方式、法定相続人、法定相続分

目 次	
1. はじめに	3.1 法定相続
1.1 研究の目的	3.2 法定相続の理念
1.2 研究の背景	3.3 遺言相続制度
1.3 相続税の課税方式	4. 相続税の課税根拠に関する考察
1.3.1 遺産課税方式	4.1 社会還元説
1.3.2 遺産取得課税 (取得税) 方式	4.2 所得税補完説
1.3.3 二つの課税方式の考察	4.3 偶発的所得説
1.3.4 法定相続分課税方式	4.4 社会政策説
2. 相続法の基本思想	5. 日本の相続制度の考察
2.1 相続 (inheritance) のルール	5.1 被相続人の「配偶者」の相続権
2.2 法定相続の基本原則に関する考察	5.2 被相続人の「子」の相続権
2.2.1 相続の開始とその場所	5.3 法定相続人の類型と代襲相続人
2.2.2 法定相続人と代襲相続制度	5.4 遺産分割の理念と法定相続分
2.2.3 配偶者の相続権	5.4.1 遺産分割の理念
2.2.4 相続財産	5.4.2 法定相続分の存在理由
2.2.5 法定相続分	5.4.3 相続人の組み合わせと法定相続分の関係
2.2.6 共同相続財産	6. 法定相続分課税方式の考察
3. 遺産分割に関する考察	6.1 法定相続分課税方式の計算過程
	6.2 法定相続分課税方式の問題点
	7. おわりに

\* 広島経済大学経済学部教授

## 1. はじめに

### 1.1 研究の目的

本研究の目的は、相続税法の諸問題を明らかにすることにある<sup>2)</sup>。具体的には、まず相続税の課税方式について遺産課税方式と遺産取得課税方式の特徴を明らかにする。そして、我が国の法定相続分課税方式の計算の仕組みと特徴を整理する。その次に法定相続の基本原則について法定相続人や法定相続分の考え方を確認したうえで、我が国の相続税法が採用している課税方式である法定相続分課税による遺産取得課税方式という特殊な方法の問題点を指摘する。相続税法は、相続法の仕組みを前提として密接に関連しているため、互いに影響し合うものと認識する立場を筆者は支持している（水野忠恒、2015, p. 691）。

死者の財産継承の制度を一般に相続（*succession*）と言う。歴史的には、家督・祭祀の継承が相続の本質とされていた時期もあるが、現代の相続の意義は、財産の継承にあると考えられている。古来より、死亡した者が遺した財産（*heritage*）を生存している他者（遺産の継承者）がその社会で認められたルールに従って継承するということが行われてきた。なぜ、そのような遺産の継承が認められてきたのだろうか。相続制度の根拠を検討しておきたい。親が可愛い我が子に自分が築いた宅地や家屋などの財産を遺してやりたいとか、長年苦勞を共にしてきた伴侶にその財産を遺したいと願うことは、自然の感情だからであろう。いつの時代にあっても生存のための財産は必要であり、個人が死亡した場合、遺された家族（相続人）の生活保障のために、財産を継承する権利（相続権）を社会全体が当然のこととして認めてきたからであるとも言える。また、相続権の根拠として、相続とはもともと相続人に帰属していた「潜在的持分」の取り戻しであるという考え方がある。そ

れは、家族内の所得の帰属は共同所有と考えていなかったとしても、相続の時点で家族の財産に対する潜在的持分が顕在化して、清算としての遺産分割が行われるというものである。

相続とは、死者の財産を他の誰かに帰属させるための制度であるため、遺産を継承する者を定めていなかった場合、被相続人の死亡によって遺産は無主の財産になってしまうため、財貨の帰属秩序の観点から避けるべきことである。そこで一定のルールが必要になる。

死者が所有していた財産を継承するためのルールは、民法「相続編」で規定している。同時に相続人が遺産相続に際して国に申告・納付する相続税を規定した相続税法が存在する<sup>3)</sup>。相続法と相続税法の交錯については、遺産分割の在り方について相続税が影響を及ぼすという考え方がある。他方、我が国の相続税法のように相続財産を法定相続人の数によって分割して、その相続分について税率を適用する方法を採用することによって、相続税が遺産分割に影響を与えることを放棄しているという考え方もある。筆者の基本的な立場は前者であり、相続法と相続税法は密接な関係があるため互いに影響を及ぼし合っていると認識している。それゆえに、筆者の主たる研究対象である「相続税法」の諸問題を研究するために、最初に相続法の基本思想を考察する<sup>4)</sup>。

### 1.2 研究の背景

多くの国民は、相続税は自分には関係のない租税であると認識しているのではないだろうか。相続のことには関心があっても、余程の資産家でない限り、相続税を納税することはないと思っているのかもしれない。しかし、近年、格差是正・富の再分配の観点から相続税課税が強化されており、相続する財産が3千万円を超える場合には相続税の申告納税が必要になるということを知っておく必要がある。相続税がかか

らない相続の場合でも、話し合いによって遺産分割ができず、家庭裁判所で遺産分割調停を行うケースもある。相続税の課税状況は、次の表1のとおりである。被相続人（故人）の数を見ると、約5万人であることが分かる。他方、遺産を承継する相続人の数は、約15万人である。2014年を見ると、一人（父親）が亡くなって遺産2億円を遺し、それを三人の相続人（母親と子供二人）が相続するというのが平均的なイメージになる。納付税額を課税価額で割ると、12.1%であり、相続財産（課税価額）の約12%を納付していることになる。つまり、遺産の2億円に12%を乗じて、2千4百万円の相続税を納付していることになる。現行の相続税率は10%から55%までの8段階の超過累進税率（10%～55%）が適用されるが、多くの納税者が10%又は15%の税率が適用される部分に存在

していると推測できる<sup>5)</sup>。

### 1.3 相続税の課税方式

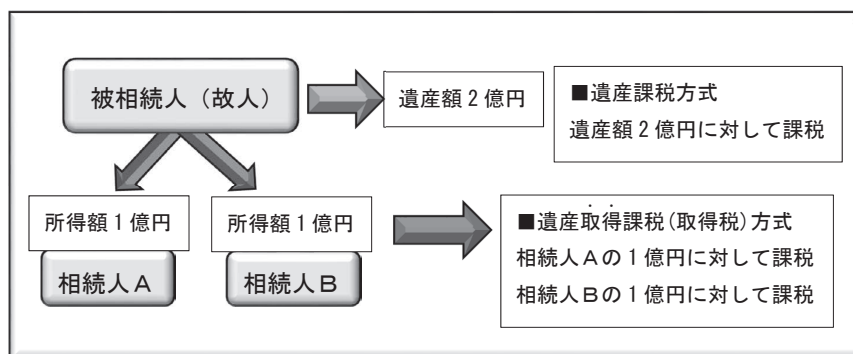
相続税についての理論的な課税方式には、次の図1に示したように、遺産課税方式と遺産取得課税方式（取得税方式）の二つがある。最初にそれぞれの方式の特徴を考察しておきたい。なお、後述するとおり、日本における現行の相続税は、この二つの方式を折衷した法定相続分課税方式である。

この二つの課税方式は、似て非なるものである。遺産税方式では、遺産額が決まればそれに税率を乗じて税額を求めることができるため、課税方式が簡明である。相続人の人数や分配方法は関係しない。他方、遺産取得課税方式は、遺産が3億円であってもそれを何人で分配するかという相続人の数や遺産の分割方法によっ

表1 相続税の課税状況の累年比較

区分	相続人の数	課税価額	相続税額	納付税額	被相続人の数
2009年	134,493人	10兆1,230億	1兆6,660億	1兆1,631億	46,439人
2010年	143,287人	10兆4,630億	1兆6,503億	1兆1,753億	49,891人
2011年	146,270人	10兆7,468億	1兆7,343億	1兆2,516億	51,559人
2012年	147,920人	10兆7,718億	1兆7,100億	1兆2,445億	52,572人
2013年	152,638人	11兆6,380億	2兆383億	1兆5,366億	54,421人
2014年	155,889人	11兆4,880億	1兆8,576億	1兆3,904億	56,239人

\* 国税庁編（2016）『平成26年度第140回国税庁統計年報書』大蔵財務協会、p. 249より



\* 小池正明，2001，p. 6を参考にして筆者作成

図1 遺産課税方式と遺産取得課税（取得税）方式の違い

て相続税額が変わってくるため課税方法が複雑なものとなる。

### 1.3.1 遺産課税方式

遺産課税方式とは、被相続人（故人）の遺産全体を課税対象として課税する方式である。亡くなった人（被相続人）が遺した遺産に直接課税するという考え方であり、被相続人の一生を通じての所得課税を清算する目的に適合する方式である。この背景には「富の集中を抑制・排除することが望ましい」という思想がある。遺産課税方式の概念図は次の図2に示すとおりである。

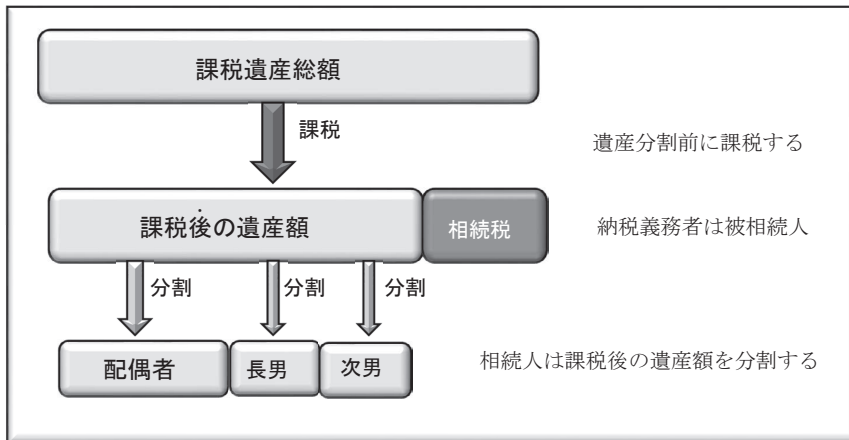
この方式によれば、相続人の数や遺産分割の仕方に影響を受けることなく、課税することができる。課税方式が簡明であるという長所があるが、相続人の担税力に応じた課税ができず、

富の集中抑制に役立たない場合があるという短所がある<sup>6)</sup>。

この遺産課税方式のメリットとデメリットを表2に整理しておく。

### 1.3.2 遺産取得課税（取得税）方式

遺産取得課税方式とは、被相続人（故人）の遺産全体に関係なく、相続人が相続によって取得した財産を課税対象として課税する方式であり、略して「取得税方式」と呼ばれることもある。被相続人からの遺産の取得に着目して課税するという考え方であり、不労所得に対する課税であり、特殊な形態の所得税であると説明することもできる。この背景には「すべての個人は経済的に機会均等であることが望ましい」という思想がある。この方式は、相続人等が取得した財産の大きさに応じて課税されるため、担



\*筆者作成

図2 遺産課税方式の概念図

表2 遺産課税方式のメリットとデメリット

#### 《メリット》

- ① 相続する財産の分割によって税負担に変動がなく、税務執行が容易である。
- ② 遺産分割を仮装した相続税の負担回避を防止することができる。

#### 《デメリット》

- ① 実際に相続財産を取得する者の担税力に応じた課税にならない。
- ② 相続財産の分割によって税負担に変動がないため、遺産分割を促進できない。

\*久米和夫・後藤次郎, 2012, p. 122を参考にして筆者作成

税力に応じた課税ができ、富の集中抑制が可能になるという長所がある。しかし、課税方法が複雑で分かり難いことや仮装分割による不当な租税回避の恐れがあるという短所がある。因みに、フランスやドイツなどにおいてこの課税方式が採用されている<sup>7)</sup>。

遺産取得課税方式の概念図は次の図3に示すとおりである。この遺産取得課税（所得税）方式のメリットとデメリットを表3に整理しておく。

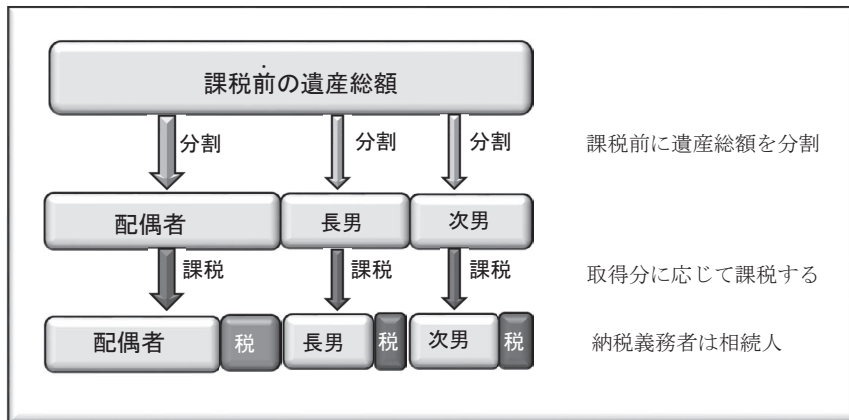
以上、遺産課税方式と遺産取得課税方式を考察してきたが、この二つはあくまでも理論的な枠組みである。そのため、次に考察する我が国のように明確に分類できないケースもある。

### 1.3.3 二つの課税方式の考察

今後の相続税の在り方に関する議論において

は、基本的に遺産取得税方式への特化と遺産課税方式への特化という二つの方向性が存在する。第一に富の再分配と公平性の確保の観点から見ると、遺産取得課税方式は、現役世代の格差是正に焦点が当てられ、富の再分配ができると考えられる。他方、遺産課税方式では、世代間の格差是正に焦点が当てられて世代間の公平性が確保できると考えられる。遺産課税方式によれば、被相続人（故人）と他の被相続人（故人）の間の公平性は確保できるが、相続人間の公平性は確保することが出来ない。

第二に、遺産分割の促進という観点から見ると、遺産取得課税方式の方が優れている。なぜならば、累進税率が適用される相続税では、遺産がより多くの相続人に分割されるほど、相続税の総額が減少するからである。徴税側からみ



\*筆者作成

図3 遺産取得課税（取得税）方式の概念図

表3 遺産取得課税方式のメリットとデメリット

#### 《メリット》

- ① 応能負担の原則を貫徹することができる。
- ② 遺産分割が促進され、富の集中を抑制することができる。

#### 《デメリット》

- ① 仮装分割による租税回避を招く恐れがある。
- ② 遺産分割が正しく行われているか容易に把握できないため、税務執行上は困難が伴う。

\*久米和夫・後藤次郎，2012，p. 122を参考にして筆者作成

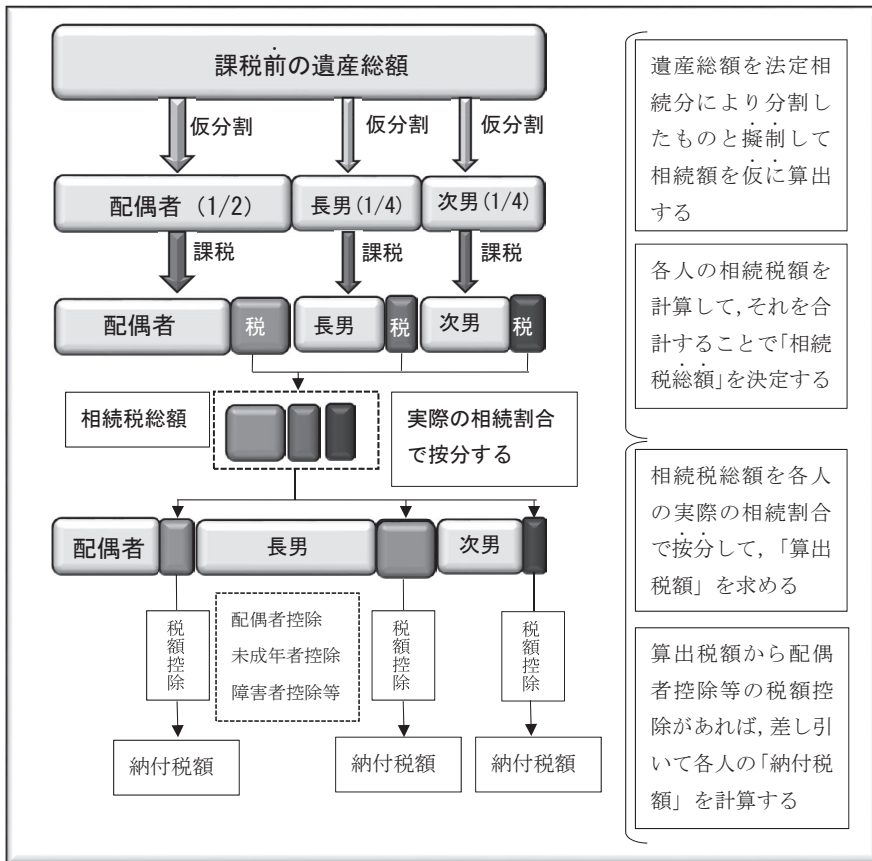
れば税収が減少するということになる。また、いわゆる相続養子などの方法で仮装分割を行い、相続税を不当に逃れる恐れもある。

第三に、税務行政の負担の観点から見れば、遺産課税方式の方が負担は軽いと言える。その理由は、被相続人の遺産総額だけを調査・把握すればよいからである。ただし相続税の申告・納税後に新たな遺産が発見された場合（例えば、名義預金などの無申告の預金口座が見つかったような場合）には、申告・納税を最初からやり直す必要がある。他方、遺産取得課税方式では、すべての相続人の取得財産を調査・把握する必要があるため負担が重くなる。

1.3.4 法定相続分課税方式

ここでは、我が国で採用している法定相続分

課税方式について考察する。法定相続分課税方式は、「法定相続分課税方式による遺産取得課税方式」とも呼ぶべき方式である。この方式は、1958（昭和33）年の改正によって、遺産取得課税方式を基にして、遺産を法定相続人が民法の規定している法定相続分によって分割したと仮定して（擬制して）相続税の総額を計算し、これを取得した遺産の額に応じて按分して各人の相続税額とする方法である。最初に遺産総額に対する相続税額の計算をするという意味では遺産税的な要素があると言える（増田他，2011，p. 162）。この方式が採用された理由は、遺産分割の状況調査が困難であったことや、農業や中小企業の分割困難な資産について負担が重いことなどであった。



\*筆者作成

図4 日本の法定相続分課税方式の概念図

表4 法定相続分課税方式のメリットとデメリット

《メリット》
① 相続人が遺産をどのように分割しても相続税の総額は変わらない。
② 基礎控除制度は、単独相続する者への税負担軽減の効果をもたらす。
《デメリット》
① 各相続人が取得する遺産の額が同額でも、法定相続人1人あたりの基礎控除額は法定相続人が多くなるにつれ減少する。(基礎控除額には定額部分の3千万円があるからである)すべての遺産を1人が相続する場合であっても、法定相続人の数が多いほど相続税額が少なくなる。(法定相続人×6百万円)
③ 相続財産の分割によって税負担に変動がないため、遺産分割を促進できない。

\*久米和夫・後藤次郎, 2012, p. 123を参考にして筆者作成

この法定相続分課税方式のメリットとデメリットを表4に整理しておく。

また、図4によって分かるとおり、現行の相続税法が採用している課税方式は特殊である。税額控除として配偶者控除や未成年者控除などもあり、最終的な各人の納付税額を計算する過程を含めるとかなり複雑なものになっていることが分かる。相続税法の改正について議論する際には、相続税の課税根拠の観点からどのような課税方式が正当化できるのかを検討する必要がある。また、相続税の在り方に関する議論においては、民法の相続制度を前提としたものとなるため、相続法の基本思想を十分に理解しておく必要がある。以下、相続法の基礎的な考察をする。

## 2. 相続法の基本思想

### 2.1 相続 (inheritance) のルール

実際の生活場面で言えば、財産を持っている成人が死亡したときに死者(被相続人)の所有していた財産を他の者に継承させるために相続

の問題が発生する。この成人とは多くの場合、父親である。配偶者や子などの相続人に財産を帰属させることで、生活の基盤を保障することが相続の根拠である。遺産は配偶者や一定の親族が相続することになるが、基本的に誰が相続するのかは、遺言がない場合、関係者の話し合い(遺産分割協議)によって決定される。ここでは遺産の総額をどのように分け合うのかを話し合う訳であるので、「公平でない」とか「自分の取り分が他よりも少ない」と感じたようなときに、親族間の利害が衝突することがある。「相続は必ず揉める」と言われるのはなぜだろうか。誰がどれだけの遺産を継承するのかを決める遺産分割協議は、血族だけでなく姻族も関わってくるため不調に終わることが多くあることを物語っているのであろう<sup>8)</sup>。

遺産継承者を決定するためには、ルールが必要となる。旧来から行われてきたルールは、表5のとおり法定相続と遺言相続に大別することができる。

民法第五編「相続」では、総則で相続開始の

表5 遺産継承者を決定するためのルール

法定相続	法律によって定められた準則に従う方法 ⇒ 一定の親族関係にある者が法定相続人として財産を継承する
遺言相続	死者が生前に遺言によって指示した意思に従う方法 ⇒ 遺言によって相続人を指定する方法 ⇒ 特定の者に一定の遺産を贈与する方法(遺贈)

\*犬伏由子他(2016)『親族・相続法 [第2版]』弘文堂, p. 214より筆者作成

原因（第882条）、場所（第883条）、相続回復請求権（第884条）、相続財産に関する費用（第885条）について規定を置いている。さらに遺言（第960条から959条）、遺留分（第1028条から1044条）の順序で構成されている。

2.2 法定相続の基本原則に関する考察

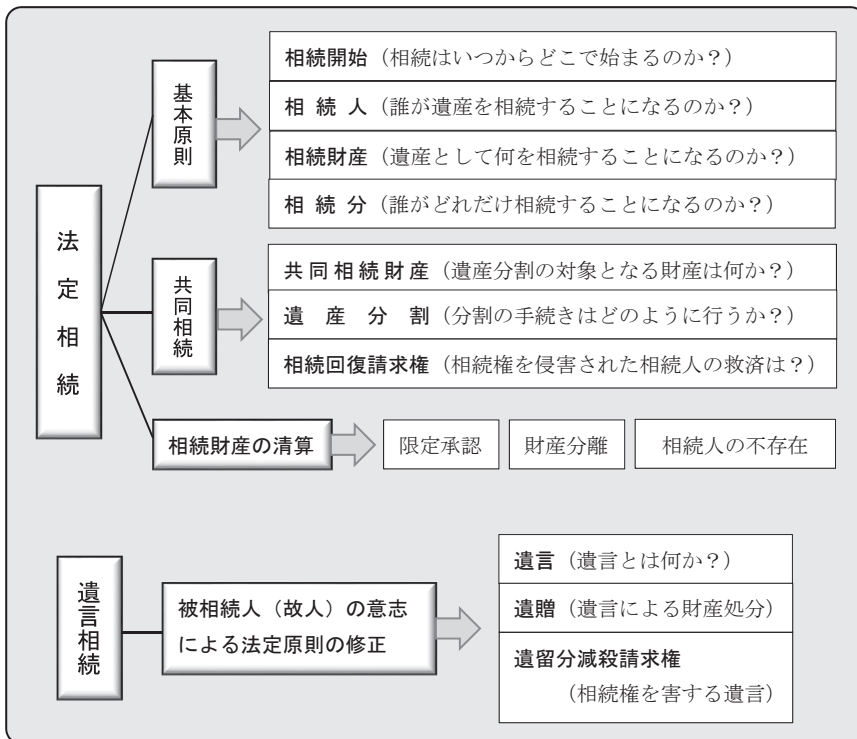
2.2.1 相続の開始とその場所

最初に図5の法定相続の4つの基本原則を考察する。まず、第一に「相続はいつどこで始まるのか？」を明らかにしておきたい。現行法では、相続は「死亡」によって開始する（民法第882条）。これは人が死亡した瞬間に、相続に基づく法律効果が抽象的に発生することを意味する（床谷・犬伏, 2010, p. 5）。相続開始の場所について、民法は「被相続人の住所」として（民法第883条）。相続開始の場所に関する規定が設けられたのは、主として相続に関する

裁判管轄を決定するために必要性があるからである（中川淳, 1985, p. 29）。

2.2.2 法定相続人と代襲相続制度

第二に「誰が遺産を相続することになるのか？」について、民法は、被相続人（故人）の一定範囲の血族（blood relative）が、死者の配偶者と共同の名義で「相続人」として死者の権利義務を継承する資格があることを定めている（民法第887条～890条, 900条, 901条）。民法第887条1項で、被相続人の「子」が相続人となることが定められている。相続人の性別、年齢あるいは婚姻しているかどうかは問わない。また、日本国籍を有しているかどうか、被相続人と氏を同じくしているかどうか、同居しているかどうかも問題にならない。実子と養子との区別もないため、被相続人の養子になった者も、被相続人の実子とまったく対等な立場で相続人となる。被相続人の「子」が相続開始の時に死



\* 内田貴 (2011) 『民法IV [補訂版] 親族・相続』 p. 239より引用 (筆者一部修正)

図5 相続法の構造



亡していた場合には、「孫」が相続するという「代襲相続 (succession in stirps)」というものがある。

被相続人に「子」がいなければ、民法第889条1項1号によって、被相続人の「父母」が相続人となる。その者が被相続人の実父母であるか、養父母であるかは問題とならない。ただし、親等の異なった者の間では、親等の近い者が優先することになる。例えば、被相続人の父がすでに死亡していて、母と父方の祖父母が生存している場合には、母だけが相続人となり、父方の祖父母は相続人とはならない。いわゆる「逆代襲」とでも呼ぶべきことは行われまいということである。例えば父方の祖父母と母方の祖父の合計3人が生存している場合には、この3人が共同相続人となる。この場合、仮に父方の祖母の直系尊属（曾祖父母）が生存していても、「逆代襲」は行われまい。また、この例で相続分の決定に際して「株分け」は行わず、父方の祖父と母方の祖父母の3人が三分の一ずつ相続することになる（大島，2000，p. 536）。

親である父母が亡くなっていれば祖父母（grandparents）、祖父母も亡くなっていれば曾祖父母（great-grandparents）というように直系尊属の血縁を遡ることになる。親等の同じ者が複数いる場合には、共同して相続人となる。

これらの全ての人（配偶者・子・孫・曾孫・父母・祖父母・曾祖父母）が相続開始の時点で既に死亡しているときや存在しないときには、どうなるのだろうか。そのような場合には、民法第889条1項2号により、被相続人の兄弟姉妹（siblings）が相続人になる。被相続人に、親や祖父母といった直系尊属も子や孫等の直系卑属もない場合に限って、兄弟姉妹の相続権が発生する訳である。しかし、相続権を持つ兄弟姉妹が亡くなっている場合は、兄弟姉妹の相続権を兄弟姉妹の子、つまり甥（nephew）・姪（niece）が代襲して相続することになる。兄弟

姉妹には、代襲相続権は認められているが、遺留分減殺請求権で相続する権利を取得することはできない。つまり兄弟姉妹には遺留分（reserve）はないということである。

### 2.2.3 配偶者の相続権

被相続人の「配偶者（one's spouse）の相続権」はどうなっているのだろうか。配偶者は、民法第890条によって、常に相続人となることが定められている。配偶者は、血の繋がりのない「姻族（relative by affinity）」である。「フランス民法典（1804年）」では、配偶者は家の一員ではないという理由で、原則として配偶者の相続権は認められていなかった。これは夫婦財産制度の方で補うことができると考えられていたためである。さらに夫の遺言によって妻が相続するという方法もあった。因みに、フランスでは19世紀末から配偶者の相続権が認められるようになっていく（前田，2011，p. 124）。日本で配偶者の相続権が認められたのは、1947（昭和22）年の5月からである。それ以前の旧民法では、家督相続制度を採用しており、法定家督相続人になれるのは被相続人の戸籍にいた男子が優先されていた。

### 2.2.4 相続財産

第三の「遺産として何を相続することになるのか？」については、「相続財産（legacy）」という用語が用いられるが、これは民法の規定の中に多く存在する。この用語は一般的には、相続の客体（対象ないし目的）を漠然と示すものであり、講学上は「遺産」という言葉で表現されることもある。民法第896条によれば「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する」と規定している。相続人は権利だけでなく義務（債務）も承継する訳である。そのため権利（プラス財産）については「積極相続財産」と呼び、義務（マイナス財産）を「消極相続財産」と呼んで区別している（伊藤，2002，p. 193）。

### 2.2.5 法定相続分

第四に「誰がどれだけ相続することになるのか？」について考察する。要するに相続する割合のことであるが、民法には、「相続分」という用語を用いた条文が数多くある。しかも、その意味は必ずしも同じではない。そのことは、用語法が未確立の状況にあり、相続分の性質や役割が究明できていないことを反映していると言える（伊藤，2002，p. 212）。「相続分」とは、日常用語で言えば「取り分」ということである。

民法第900条・901条の「相続分」は「法定相続分 (legal portion of legacy)」と呼ばれ、第902条の「相続分」は単に「相続分」と呼ばれ、確立した用語法となっている。しかし、第903条第1項と第902条の第2第1項の「相続分」は、「現実の相続分」とか「具体的相続分」などと呼ばれ、金額を意味する。本研究では、以下、「法定相続分」・「指定相続分」と区別するために「具体的相続分」という用語を使用することとする。指定相続分は民法の規定上は法定相続分を修正するだけの用語であるため、法定相続分（割合）と具体的相続分（金額）の二つを明確に区別すればよい。相続人が最終的に相続する「具体的相続分」だけが死後に遺された財産の金額を示すものである。

### 2.2.6 共同相続財産

遺産分割前の共同相続財産は、共同相続人の共有状態にある（民法第898条）。それでは、ここでいう「共有」とは、民法249条以下の共有と同一なのだろうか。学説としては、①遺産分割までは相続分に応じた共有持分を有する（持分権は処分可能）とする「共有説」がある。この共有説は、ローマ法の系譜を引くものであり、フランス法がこの立場をとっている。もう一つの学説として、遺産全体を総体として共有していると考え（持分権はない）「合有説」という説がある。合有説は、ゲルマン法の系譜を引くものであり、ドイツ法がこの立場を採用して

いる。日本での判例は、早くから前者の共有説をとってきた（最判昭和30年5月31日民集9巻6号793頁）。

判例によると、遺産分割前の財産は持分権を有する形での「共有」状態にあるわけであるが、相続財産を構成する財産の種類により、持分権の処分可能性は異なる<sup>9)</sup>。

## 3. 遺産分割に関する考察

### 3.1 法定相続

「遺産分割 (partition of estate)」は、相続を原因とする共有の解消方法である。遺産分割の手続きは、どのように行われるのであろうか。まず、共同相続人 (joint heirs) が当事者となって遺産分割協議を行う必要がある。全員が揃わない場合には、その協議は原則として無効である。相続人は、嫡出子 (legitimate child) ・非嫡出子 (illegitimate child), 男女, 実子 (real child) ・養子 (adopted child) の区別がない。戸籍に記載がなくとも、法律上相続人となる身分関係があればその者を加えて遺産分割協議をしなければ無効となる。相続人の中に未成年者がいる場合には、親権者または後見人が協議に参加することになる。また、胎児 (embryo) も民法第886条の規定によって相続人となる。相続人が所在不明、生死不明である場合には、不在者の財産管理人の選任を得て、財産管理人によって協議を行うことになる。

法定相続人が相続人として遺産を相続する根拠はどこにあるのだろうか。この点について学

表6 法定相続人が遺産を相続する根拠

- |                      |
|----------------------|
| 1. 遺産に含まれている潜在的持分の清算 |
| 2. 生活を共にしていた家族の生活保障  |
| 3. 被相続人（死者）の意思の推定    |
| 4. 血の繋がりに従った財産継承の要請  |

\* 犬伏由子他 (2016) 『親族・相続法 [第2版]』弘文堂, p. 216より筆者作成

説では表6の4つの根拠を挙げている。

### 3.2 法定相続の理念

法定相続の根底にある「理念」を明らかにしておく。法定相続の理念は「遺された家族の生活や利益を保護するために、被相続人と一定の家族関係で繋がっている者に遺産を継承させるべきである」という考え方である。他方、近代市民社会の法理として「被相続人（遺言者）の意思を尊重すべきである」という遺言制度の理念もある。

この法定相続の理念と遺言制度の理念とのバランスをどのようにとっていくのかが相続法の課題であると言える。そのために、民法の最後の章で「遺留分制度」があり、遺言と法定相続の調整機能を担い、双方の理念の調和を図る役割を果たしている（犬伏他、2016、pp. 217-218）。

我が国の民法では、法定相続に関する規定の後に遺言（testament）の規定を置いている。しかし、遺言があれば優先的にそれに従って遺産の継承が行われことになる。そのことから考えれば、遺言による相続が原則であり、法定相続の諸規定は、遺言がない場合に遺産に関する事柄を処理する準則を定めたものであると言えなくもない。現行法では、原則として死者と一定の親族関係のあった者に財産を帰属させるという制度を採用している。法律によって財産を継承する者を「相続人（inheritor）」という。死んだ者を「被相続人（ancestor）」という。死者は「遺言」によって自分が選んだ者に財産を帰属させる自由が一定限度で認められている。

民法は、被相続人の配偶者と一定範囲の血族を法定相続人として規定している。血族は、被相続人の子または代襲者を第1順位としている（民法第887条）。第2順位は、直系尊属（民法第889条1項1号）、第3順位は兄弟姉妹またはその代襲者（民法第889条1項2号・2項）と

なっている。

### 3.3 遺言相続制度

ここでは「遺言相続」について考察する。まず、なぜ遺言制度が存在するのかということを検討する。「遺言とは、被相続人が死後に残す言葉のこと」である。その言葉は「最終の意思表示」と言い換えることもできる。ただし、その最終の意思が、本当に真意に基づくかどうかは判断できない。なぜならば、本人（被相続人）は、この世に存在しないため、遺言の内容を巡って親族間で争いが生じる恐れがある。そこで遺言に厳格な方式を定め、その方式に従った遺言がなされた場合には、遺言の内容の実現を法的に保障することにした訳である。これが遺言相続制度である。

遺言相続は「被相続人（死者）の意思を尊重する」ということが前提である。これは、遺言制度の存在を根拠とする考え方である。死んでいった人の最後の意思（メッセージ）としての「遺言」は、最大限尊重されるべきだという考え方である。ただし、遺言によって、遺族の生活保障ができないという結果にならないように、一定の割合の財産を相続できるよう遺留分制度を採用していることも重要である。

かつて、日本では「法定相続」が原則形態であり、「遺言相続」は少ないという現実があった。しかし、国民の相続に関する意識の変化に伴って、1980年代の半ばから遺言がなされる数が急速に増加してきている。

## 4. 相続税の課税根拠に関する考察

日本では1905（明治38）年の日露戦争の戦費調達のために非常時特別税であったが、それが遺産税方式の租税制度として定着されたと言われている。遺産税は、被相続人（故人）を納税義務者として遺産に課税するという考え方である。その後、1950（昭和25）年のシャウプ勧告

によって遺産取得税に変更されて現在まで続いている。遺産取得税は、相続人を納税義務者として課税するという考え方である。

なぜ相続税を課税する必要があるのかという課税根拠には「①社会還元説（国家共同相続説）」、「②所得税補完説（還元所得税説）」、「③偶発的所得説（不労利得説）」及び「④社会政策説」などがあり、必ずしも明らかになっていない状況にある（岩下忠吾，2014，p. 3）。以下、その内容を考察する。

#### 4.1 社会還元説

この説は、被相続人（故人）の富の蓄積は国家を含めた社会一般から受けた利益によるものであって、相続開始を機会として国家が相続権を主張して、蓄積された富を相続税として課税し、社会に還元すべきという考え方である。これは国民から見れば国家による財産権の侵害であり私有財産制の否定に他ならない。

#### 4.2 所得税補完説

この説は、遺産を被相続人が生前に受けた税制上の特典やその他の租税負担の軽減ないし回避等により蓄積されたものとして、相続開始を機会に一生を通じた所得税を精算するために相続税を課税するという考え方である。これは、事後課税論とも呼ばれるものである。確かに、所得税法における利子所得、配当所得、譲渡所得などの資産性所得は、担税力が高いにも拘わらず、低率の分離課税が行われているものが多いのも事実である。そこで所得税を補完する相続税が意義を有するという考え方もある。しかし、「相続税は所得税を補完するもの」という考え方は、懸命に働いて節約しながら財産を築いた人に罰を与えるようなものではないだろうか。あたかも浪費を奨励し節約を戒めるかのようなのである。生前に真面目に所得税を納税している者に、富の蓄積は租税回避をした結果である

かの如き疑いをかけたことになるため、「所得税を徴収し損なった分を取り戻す」という説明では国民の納得が得られない。一生懸命働いて所得税等を払っているにも拘わらず、死亡時に懲罰的に遺族に対して再び課されるのが相続税であるということになるからである。

#### 4.3 偶発的所得説

この説は、相続開始（被相続人の死亡）という偶発的な事実による財産の取得は、一種の不労所得であるため、これに担税力があるとして相続税を課税するという考え方である。遺産の無償による財産利益は、新たな経済価値の流入であるため、所得税における包括的所得概念において所得として認識できる。それゆえにその新たな経済価値、つまり財産利益に担税力を見出して個人所得税を課税するという考え方がある。筆者も個人所得税であれば、相続人それぞれの固有の経済状況を考慮することができるため、相続税ではなく所得税を課税するというのは選択肢として在り得ると考えている。相続財産はいわゆる「棚からボタ餅」であるので担税力があると認められるとしても、そこに相続税を課税するというのは相続人（個人）の経済状況を完全に無視していることになるという反論がある。我が国の相続税法では、相続人の所得は全く考慮されることなく、法定相続人の数によって基礎控除額（：3,000万円+600万円×法定相続人の数）が決まる。遺産総額から基礎控除額を差し引いて課税遺産総額を算出する仕組みになっている。ここでは、これが現行の相続税法の問題点の一つであることを指摘しておくに留める。

#### 4.4 社会政策説

この説は、平等性の確保とか富の再分配によって公正を期するために相続税を課税するという考え方である。相続は単なる偶発的な出来

事であり、本人の努力によるものではないため、富の再分配をすべきだということである。この説は国家（社会全体）の富の極端な偏在を緩和・解消するということで、多くの国民の納得が得られ易いため、説得力がある。しかし、「富の不公平の是正」という命題が理論的にどのように導かれるのかが明らかではない。少子高齢社会のもとで、老後扶養や介護という社会保障システムを構築するためにも相続税を引き上げることが適正であるという考え方もある（水野忠恒，2009，p. 613）。仮に富の再分配を行うことを是として認めるとしても、どの程度まで富を再分配すればよいのかという価値判断の問題が残されることになる。筆者は、経済格差の拡大する現代において、現行の相続税の役割を前提に考えれば、富の再分配政策という「社会政策説」を支持することが妥当であると考えている。その理由は、社会の安定のためには、極端な経済格差の固定化や拡大は好ましくないからである。逆に言えば、長寿国家においては、ある程度の経済格差が拡大することは避けられないため、許容範囲において、経済格差は容認できるという立場である。

## 5. 日本の相続制度の考察

日本における現行の相続制度の特色は、次の表7のとおりである。

表7 日本の相続制度の特色

1. 「配偶者」に対しては常に相続権を認めている
2. 相続人の間の公平を具体化するため「法定相続分」を定めている
3. 兄弟姉妹以外の相続人には「遺留分」が認められている
4. 孫と兄弟姉妹の子（甥・姪）には「代襲相続」を認めている
5. 相続の法定原則を修正する「遺言相続」を認めている

\*筆者作成

以下、それぞれの特色の根拠を考察していく。

### 5.1 被相続人の「配偶者」の相続権

被相続人（故人）の「配偶者」に対しては常に相続権を認めている。民法第890条により、被相続人の配偶者は常に相続人となることが定められている。血族相続人として相続人があるときは、配偶者はその血族相続人と同順位で相続人となる。同条は、1947（昭和22）の親族編・相続編の全面改正によって導入されたものであり、相続法上の配偶者の地位強化を目的としたものである。なお、配偶者とは婚姻届を出した法律上の配偶者をいい、内縁関係の者は含まれない。また、配偶者には代襲相続は認められていない。それ以前の明治民法における相続制度では、被相続人の配偶者は子らの親族に劣後した相続権しか認められていなかった。

ここでは、なぜ、配偶者（妻）に常に相続権が認められるのかを考察する。これは、「遺産形成に貢献した者への潜在的な共有財産を清算する」という点を根拠としている。確かに、被相続人が財産を形成する過程で、共に生活してきた配偶者の貢献、いわゆる「内助の功」があったと考えるのが自然である。離婚の際の配偶者（特に妻）の財産分与の根拠も「内助の功」である。妻の相続分は、子供とともに相続する場合には、1980（昭和55）年から「二分の一」となっている。妻の持ち分が「二分の一」とあるという根拠はどこにあるのだろうか。夫婦が婚姻後に取得した財産については、夫婦の共有財産と考えることを前提としており、その割合は、妻の持ち分が二分の一であるという説が有力であることを根拠としている。

ここで、夫婦の財産は、法律的に誰のものになるのかを考えてみたい。民法第762条1項において「夫婦別産制の原則」を定めている。同条2項で、共有の推定を定めている。

民法第762条1項「夫婦の一方が婚姻前から

有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産（夫婦の一方が単独で有する財産をいう）とする」

同条2項「夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、その共有に属するものと推定する」と規定している<sup>10)</sup>。

因みに、1980（昭和55）年以前は妻の相続分は三分の一であった。その三分の一の根拠は、子供が2人いる平均的家庭が想定され、妻と子供2人がそれぞれ平等に相続するように考えられていたためである。

夫婦財産を清算する際に、「貢献の有無」を相続の根拠とする場合、配偶者の貢献は実際にあったと考えるのが自然であるので問題はない。なぜならば、妻が家事に従事することで、夫が仕事に専念できるからである。妻の家事労働を評価して、夫の収入の半分は妻のものだと判断することになる。しかし、その他の法定相続人の貢献は、あったのだろうかという疑問が生じる。被相続人の両親や子供は一親等であり、一緒に暮らしていれば何らかの貢献があったと見做すことも可能であろう。一緒に暮らしていない場合であっても、両親からの支援や子供らの協力があってこそ、仕事に打ち込んで財産の形成ができたのだと説明できる。しかし、兄弟・姉妹、孫、甥（おい）・姪（めい）などは、一緒に暮らしていなければ、一般的に貢献はないと考えるべきである。そえゆえに、遺産形成に貢献した度合いによって、その潜在的な持ち分を清算（払い戻し）するという考え方で説明するには無理があると言える。

## 5.2 被相続人の「子」の相続権

被相続人の「子」は、第1順位の相続人となる。「子」とは、被相続人と法律上の親子関係にある者を指し、実子と養子、嫡出子と非嫡出子を区別しない。ここで、問題になるのは相続時に母親の胎内にいる胎児のときである。相続開始時に「胎児」であった場合はどうなるのだろうか。相続開始の瞬間に被相続人と相続人がともに存在していることを要するという同時存在の原則の要請がある。「胎児は既に生まれていたものとみなす」という民法第886条1項の規定がある。ただし相続開始後に死体で生まれたときには、同条2項によって、この擬制は適用されない。

判例では表8の「停止条件説」に立っているが、学説では解除条件説も有力である。相続の意義は、財産承継にある。個人が死亡して、その遺された相続財産（遺産）を生存する他の個人が、その社会で公認された規範により承継するのが相続制度であるとされている。相続によって財産を承継する権利が相続権である。相続財産と遺産の区別の実益はない。相続人の立場から見ると相続財産であり、外部の債権者等からみれば遺産ということになる。

## 5.3 法定相続人の類型と代襲相続人

法定相続人の範囲について考察する。相続人になれるのは、どの範囲の人であろうか。

民法では、表9に示したとおり財産を承継すべき者の順位を定めている。まず、第一類型として血族相続人がある。第一順位の相続人は、子である。被相続人の子が相続開始前に死亡し

表8 胎児の相続権に関する2つの学説

1. 停止条件説	生まれた後で遡って胎児が相続する権利を取得していたものとして扱う
2. 解除条件説	すでに胎児であるときから相続による権利を取得する 死体で生まれた場合には遡って相続人ではなかったものとして扱う

\* 犬伏由子他（2016）『親族・相続法 [第2版]』弘文堂、p. 222より筆者作成

表9 相続人の2類型

■第1類型：血族相続人	
① 被相続人の子（民法第887条第1項） 又はその代襲者（孫、曾孫） （民法第887条第2、3項）	
② 直系尊属（父母）又は代襲者（祖父母） （民法第889条第1項1号）	
③ 兄弟姉妹又は代襲者（甥・姪） （民法第889条第2項）	
■第2類型：配偶者相続人（民法第890条）*常に相続人となる。	

\*筆者作成

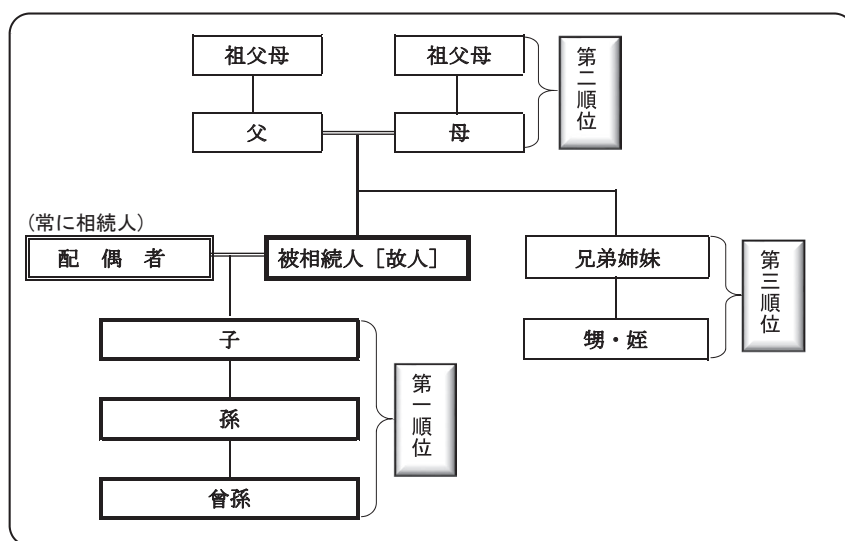
ているときは、孫が代襲して相続人となる。その孫も相続開始前に死亡しているときは、曾孫が代襲して相続人となる。これを再代襲相続人と呼んでいる。第一順位の相続人が存在しない場合には、第二順位の直系尊属が相続人となる。つまり被相続人の父母が相続人となる。母と祖父母が生存しているときには、親等の近い者が優先されるため、母のみが相続人となる。父母の双方が死亡して祖父母が生存している場合には、祖父母が相続人となる。そして、第一順位

と第二順位の相続人が存在しない場合には、第三順位の兄弟姉妹が相続人となる。兄弟姉妹が相続開始前に死亡していたときは、被相続人の甥・姪（兄弟姉妹の子）がこれを代襲して相続人となる。なお兄弟姉妹の代襲相続は子に限られ、再代襲相続は認められていない。つまり兄弟姉妹の孫には再代襲されないということであり、公平さを確保できないことを指摘しておきたい。

第二類型として配偶者相続人がある。（配偶者とは、法律上の配偶者のことであり、内縁関係の者は含まれない点は注意する必要がある）被相続人の配偶者は、常に相続人となる。第一類型の血族相続人があるときには、配偶者はその者と同順位で相続人となる。ただし、配偶者相続人には、代襲相続は認められていない。

被相続人の「子」は、次の図6に示すように、性別（男・女）、既婚・未婚、嫡出子・非嫡出子、戸籍の異同などに関係なく、被相続人の子は相続人となることができる。

相続人に関する重要なポイントは、次の表10に示した四つである。



\*筆者作成

図6 法定相続人の範囲と相続順位

表10 相続人に関する重要ポイント

1. 配偶者は常に第一順位の相続人になること
2. 子と兄弟姉妹について代襲相続の制度があること
3. 胎児に関して特別のルールがあること
4. ひとりの人間に、「相続人としての資格」が重複して生じる場合があること

\*筆者作成

## 5.4 遺産分割の理念と法定相続分

### 5.4.1 遺産分割の理念

遺産分割の理念は表11に示したとおり「相続人への公平性」・「相続人の自由な意思の尊重」及び「遺産分割の安定性」という三つがある。

ここでは「相続分」について考察する。民法第902条で、被相続人は「遺言」によって共同相続人の相続分を定め、またはこれを定めることを第三者に委託することができることを規定している。これを指定相続分 (specified portion) と呼んでいる。指定の効果はいつの時点から生じるのだろうか。被相続人が指定した場合は、遺言の効力発生時からとなる。また第三者に委託した場合には、第三者が指定することにより相続開始の時に遡って、相続分指定の効力が生じる。相続分の指定は、遺留分の規定に違反することができない (民法第902条1項但書)。相続人の一部についてのみ相続分を指定した場合には、他の相続人の相続分は法定相続分の規定によって定まることになっている (民法第902条2項)。

他方、被相続人がそのような指定をしなかったときは民法第900条に従って、各相続人の相

続分が定まることになる。これを法定相続分 (legal portion of legacy) と呼んでいる。

### 5.4.2 法定相続分の存在理由

次に「法定相続分」について考察する。相続人が複数存在するケース (共同相続) では、遺産を共同相続人の間で分割する必要がある。これは遺産分割 (partition of estate) と呼ばれている。その分割の割合である「相続分」をどのようにして決めるのかが問題になる。相続分を決める際の理念は、表12に示す二つである。

この表12の1に示した割合が、「民法の理念」の表明である。配偶者 (妻) の割合が大きいことが分かる。その背景には、遺された妻の生活保障を重視するという考慮がある。また、妻の地位が強化された背景には、夫婦財産制の変化がある。相続分は多数決で決めるのが原則であるが、妻の持ち分が二分の一以上になっていることから、決して少数派にならないという意味もある。

### 5.4.3 相続人の組み合わせと法定相続分の関係

相続人の組み合わせは、実務上は数多くのケースがある。ここでは基本的なケースを考察

表11 遺産分割の理念

1. 相続人への公平性 (equity) 遺産分割は、相続人の実情に応じたきめ細かい配慮が必要となる
2. 相続人の自由な意思の尊重 (respect) 相続人の意思は、被相続人の意思 (遺言) や民法の規定よりも優先する
3. 遺産分割の安定性 (stability) 分割の在り方をめぐって紛争が蒸し返さないように考慮が働く

\*筆者作成



表12 遺産分割の際の二つの理念

1. 相続人間の公平の実現：「法定相続分」			
公平の具体化のため、法定相続分（民法第900条）を定めている			
	配偶者	子	直系尊属 兄弟姉妹
(a)	1/2	1/2	
(b)	2/3		1/3
(c)	3/4		1/4
2. 被相続人の意思を尊重：「指定相続分」			
最後の意思を尊重するため、被相続人は遺言で相続分を指定できる			

\*筆者作成

しておくことにする。表13に相続人の組み合わせと法定相続分の関係を整理しておく。

まず一つ目は、①被相続人の配偶者と子が法定相続人となるケースである。配偶者の法定相続分は二分の一（50%）で、子の相続分も二分の一（50%）となる。子供が2人の場合は、四分の一（25%）ずつとなる。二つ目に②配偶者と被相続人の父母が法定相続人となるケースが

ある。その場合は配偶者の相続分が三分の二（66%）となり父母は三分の一（33%）である。三つ目に③配偶者と被相続人の兄弟姉妹が法定相続人となるケースである。その場合は配偶者が四分之三（75%）で、兄弟姉妹が四分の一（25%）となっている。

四つ目に④法定相続人が配偶者のみであるとか、子のみ、父母のみ、兄弟姉妹のみといった

表13 相続人の組み合わせと法定相続分の関係

組み合わせ	配偶者	① 子	① 父母	② 兄弟姉妹
配偶者 ⊕ 子 【第一順位】				
配偶者 ⊕ 父母 【第二順位】				
配偶者 ⊕ 兄弟姉妹 【第三順位】				
配偶者のみ 子のみ 父母のみ 兄弟姉妹のみ	全部	全部	全部	全部

\* 福田真弓（2012, p. 58）より引用

ケースがある。その場合は全部（100%）をその法定相続人が相続することになる。複数の相続人がいる場合は人数で均等割することになる。

相続税の計算では、法定相続人の数が重要である。その理由は、相続税の基礎控除があるからである。表14に示したとおり、法定相続人の数によって基礎控除額が変わってくるということである。

## 6. 法定相続分課税方式の考察

### 6.1 法定相続分課税方式の計算過程

相続税が課税される財産はどのようなものであろうか。土地や建物、現金・預貯金、有価証券、事業用財産、家庭用財産などが課税される財産となる。そこから債務（借入金など）と葬式費用を差し引き、相続税の基礎控除額を差し引いたものが相続税の「課税対象金額」となる。この課税対象金額に各人の法定相続分（割合：proportion）を掛けたうえで、それぞれ表15の「相続税の速算表（calculating table）に当ては

めて」各人の「仮の相続税額」を算出する。各人の仮の相続税額を合計した金額が相続税の総額である。この相続税の総額を実際に相続した課税価格の割合で按分（distribution）して「算出税額」を計算する。この算出税額から、配偶者の軽減税率の特例や未成年者控除、障害者控除、贈与税額控除、相次相続控除、外国税額控除などの税額控除を差し引いて「各人の実際納付税額」を計算する。

図7に示したように相続税額の計算はかなり複雑なものであり、一般の国民にとっては理解し難い仕組みになっている。図7を見ると、三つの計算段階を経て納付すべき相続税額が計算されることになっている。実際の相続とは関係なく、法定相続人が法定相続分（割合）で相続するものと仮定して「仮の相続税額」を計算して（それを合計して）、相続税の総額を計算するという点、つまり第2段階の部分が特徴となっている。このような方式を採用している理由はどこにあるのだろうか。それは、どのよう

表14 相続税基礎控除額の計算

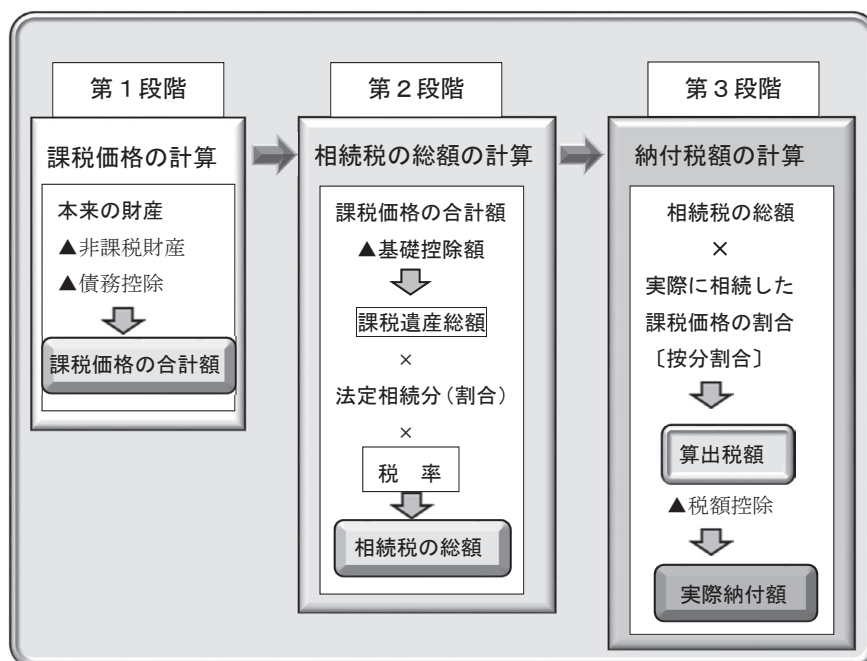
法定相続人の数	基礎控除額の計算式	基礎控除額
1人	$¥30,000,000 + ¥6,000,000 \times 1 =$	¥36,000,000
2人	$¥30,000,000 + ¥6,000,000 \times 2 =$	¥42,000,000
3人	$¥30,000,000 + ¥6,000,000 \times 3 =$	¥48,000,000
4人	$¥30,000,000 + ¥6,000,000 \times 4 =$	¥54,000,000
5人	$¥30,000,000 + ¥6,000,000 \times 5 =$	¥60,000,000

\*筆者作成

表15 相続税の速算表

区分	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下
税率	10%	15%	20%	30%
控除額	—	50万円	200万円	700万円
区分	2億円以下	3億円以下	6億円以下	6億超
税率	40%	45%	50%	55%
控除額	1,700万円	2,700万円	4,200万円	7,200万円

\*筆者作成



\*筆者作成

図7 相続税の計算過程

に遺産を分割しても相続税の総額に影響がないようにするためである。また、実際の遺産分割を隠蔽して仮装分割を行うことができないようにするためであるとも言える。

## 6.2 法定相続分課税方式の問題点

本研究の最初に考察したとおり、我が国では「法定相続分課税方式」と呼ばれている計算方式を採用している。この方式のどこに問題が存在するのだろうか。筆者は、課税遺産（相続財産）の総額を法定相続分（割合）で相続したものと仮定して相続税の総額を算出する部分に問題があると考えている。なぜならば、法定相続分と実際の相続した割合とが異なる場合には、不公平になるからである。相続税の総額が図7の第2段階に示したように計算される訳であるので、第3段階で実際に相続した課税価格の割合（按分割）に大きな差がある場合には実際納付額にも大きな違いが出てくるのは当然であ

る。

以下、表16に示す具体的なケースによって考察する。ケースⅠは、相続財産の金額（a）が10億円で、ケースⅡは1億円、そしてケースⅢは5千万円とする。法定相続人は、3つのケースともに長男と次男の2人だけとする。基礎控除額（b）は、定額部分の3千万円に法定相続人が2人で1千2百万円（6百万円×2人）であるので、4千2百万円となる。相続財産の金額（a）から基礎控除額（b）を差し引いたものが課税遺産総額（c）となる。この課税遺産総額を長男と次男が法定相続分の二分の一ずつ分け合うと仮定して計算した金額が（d）である。この（d）を基にして仮の相続税額（e）を算出する。その結果、相続税の総額が確定する。この相続税の総額を実際の相続額（f）で按分して、実際の納付税額（g）を算出するという流れになる。

この表16で分かることは、次男であるBは、

表16 現行相続税法の法定相続分課税方式における問題

	ケースⅠ	ケースⅡ	ケースⅢ
相続財産の金額 (a)	¥1,000,000,000	¥100,000,000	¥50,000,000
法定相続人 (子: 2人)			
基礎控除額 (b)	¥42,000,000	¥42,000,000	¥42,000,000
課税遺産総額 (c)	¥958,000,000	¥58,000,000	¥8,000,000
法定相続分の金額 (d)			
法定相続人 (長男: A) 1/2	¥479,000,000	¥29,000,000	¥4,000,000
法定相続人 (次男: B) 1/2	¥479,000,000	¥29,000,000	¥4,000,000
仮の相続税額 (e)			
法定相続人 (長男: A) 1/2	¥197,500,000	¥3,850,000	¥400,000
法定相続人 (次男: B) 1/2	¥197,500,000	¥3,850,000	¥400,000
相続税の総額	¥395,000,000	¥7,700,000	¥800,000
実際の相続額 (f)			
法定相続人 (長男: A)	¥950,000,000	¥50,000,000	¥0
法定相続人 (次男: B)	¥50,000,000	¥50,000,000	¥50,000,000
実際納付税額 (g)			
法定相続人 (長男: A)	¥375,250,000	¥3,850,000	¥0
法定相続人 (次男: B)	¥19,750,000	¥3,850,000	¥800,000

\* 秋山清成, 2016, pp. 30-32より筆者作成

ケースⅠ・Ⅱ・Ⅲともに5千万円の遺産を相続していることである。それにも関わらず、実際の納付税額 (g) が大きく違っていることである。ケースⅠとⅢを比較すると、¥19,750,000と¥800,000であり、実に24倍もの違いがあることが分かる。相続財産の金額 (a) が10億円と5千万円で大きな違いがあるのだから累進税率を適用すれば差が出るのは当然とも言える。しかし、それは課税遺産総額が大きく異なることによって相続税の総額も違ってくるといふことの説明でしかない。「実際の相続額が同じ場合は、相続税の実際納付額は同じであるべき」というのが常識的ではないだろうか。表16の (f) と (g) を比較して見るとこれが不公平であることに気付く筈である。

試しに基礎控除額 (b) がないものと仮定して、実際の納付税額 (\*g) を計算してみると、

次の表17のようになる。次男 B は、3つのケースともに実際の相続額 (f) は5千万円であるので、実際納付税額はすべて8百万円 (④・⑤・⑥) となり、水平的に見て公平な課税と言える。この場合、課税遺産総額 (c) によって影響されることなく計算することができるため、計算過程も簡素である。5千万円の遺産を相続した人が8百万円の相続税を納付するということは、16%の相続税を負担したということであり、担税力に応じた課税と言える。他方、長男 A を見ると、ケースⅠで9億5千万円の遺産を相続した際に、4億5千万円の相続税を負担することになり、約47%の相続税を納付する<sup>11)</sup>。これは超過累進税率が採用されている結果であり、富の集中を抑制するという相続税の課税根拠に適合していると言える。

表17 実際の相続割合に応じて相続税を計算した場合

	ケースⅠ		ケースⅡ		ケースⅢ	
相続財産の金額 (a)	¥1,000,000,000		¥100,000,000		¥50,000,000	
実際の相続額 (f)						
法定相続人 (長男：A)	¥950,000,000		¥50,000,000		¥0	
法定相続人 (次男：B)	¥50,000,000		¥50,000,000		¥50,000,000	
実際納付税額 (*g)						
法定相続人 (長男：A)	①	¥450,500,000	②	¥8,000,000	③	¥0
法定相続人 (次男：B)	④	¥8,000,000	⑤	¥8,000,000	⑥	¥8,000,000

\*筆者作成

## 7. おわりに

我が国の相続税は、110年以上も前の明治38年に遡るという意味では歴史が古いものである。その課税根拠については種々の議論が繰り返されてきているが、明確な結論は出ていない。日本国憲法第29条第1項の「財産権はこれを侵してはならない」という規定を「国家が国民の財産権をどこまで制限することが可能なのか？」という問題として検討すべきことでもある。平成27年から現実に基礎控除額を5千万円から3千万円に引き下げ、同時に法定相続人1人につき1千万円の控除額を6百万円に引き下げること、相続税の課税強化を図っている。また、超過累進税率は、10%から55%の8段階(10%・15%・20%・30%・40%・45%・50%・55%)となっている。最低税率は、1千万円以下の場合10%で、最高税率は6億円超の場合、55%となっている。これが格差是正や富の集中抑制という説明で納得できるかどうか疑問が残るところである。現行の税率では、富の集中を抑制することはできていないとする研究成果もある。格差を是正する必要があるならば、遺産が1億円以下の場合5%程度に引き下げ、6億円を超えるような高額な遺産の場合には、最高税率を70%以上に引き上げるべきという意見も存在する。

本研究は、日本の現行相続税法における法定相続分課税方式について考察したものである。相続する遺産の額によって相続税の額が決まるというのが「遺産取得税」の考え方である。その遺産取得税の考え方を基本としつつも、遺産総額によって相続税の納税額が確定するという遺産税の考え方を採用していることが原因で、不公平になることを明らかにした。

筆者の立場は、日本国憲法の要請する応能負担原則を貫徹することが公平性を確保することに繋がるという考え方である。つまり、「担税力に応じた課税」を実現することが租税正義の実現であるという見解を支持している。遺産取得課税方式を採用すれば、遺産取得者各個人ごとに担税力を測定して、担税力に応じた課税を実現することが可能になる。

遺産取得課税の考え方は、「相続税を実質的に所得税の補完税として捉える」ことに他ならない。仮に相続税を廃止した場合、所得税法によって「一時所得」として二分の一だけが課税対象となるが、これによって租税負担が軽減されることにはならない。なぜならば、現行の所得税には相続税法のような基礎控除(定額部分の3千万円)や税額控除(配偶者控除の1億6千万円など)がないためである。そのため、相続による財産の取得は、所得税とは別に累進税率を採用する相続税を課税することにして租税

負担を軽減しているのだと考えることができるのではないだろうか<sup>12)</sup>。

## 注

- 1) 現実の相続では、一家の大黒柱が突然に死亡して狼狽している中で、配偶者や子などの相続人が協議して遺産の分割を行わなければならない。それだけでなく、遺産の継承に付随して税金(相続税)の申告・納付の義務が発生し、相続開始後10か月以内に税務署に納税する必要がある(福田真弓, 2012, pp. 16-25)。
- 2) 本研究においては相続税の基礎控除額の縮減(4割減: 5,000万円⇒3,000万円)に見られるような課税強化の是非については論及していない。世界に目を向けるとOECD加盟国の中においてもカナダやオーストラリアのように相続税を廃止している国もある。相続税を廃止すれば、国民の間の経済格差が固定したり拡大したりする恐れがあるという反論がある。逆に相続税の税率を100%として遺産をすべて国有化(国庫に帰属)するという方法を採用することも在り得る。それを実行すれば私有財産制(private property system)における財産権の保障を否定することに繋がる。私有財産制度の社会においては、個人に属していた財産に係る権利義務は、その個人の相続の開始に伴ってその相続人が包括的に継承することになっている。換言すれば、私有財産制を背景とした財産がなければ、相続の問題は発生しないということである。
- 3) 相続法と相続税法の交錯についての議論においては、遺産分割の在り方について相続税が影響を及ぼすという考え方が有る。他方、我が国の相続税法のように相続財産を法定相続人の数によって分割して、その相続分について税率を適用する方法を採用することによって、相続税が遺産分割に影響を与えることを放棄しているという考え方も有る。
- 4) 相続税の負担のために実質的に相続権を奪う仕組みが在り得るし、相続税が遺産分割に影響を及ぼすこともある。そのため、相続税法の具体的な研究が不可欠となる。我々は、相続の対策と相続税の対策は全く異なるという事実を知っておく必要がある(福田真弓, 2012, pp. 16-25)。
- 5) 2015(平成27)年から、基礎控除額がそれまでの5千万円から3千万円に引き下げられて法定相続人一人当たりの控除額も1千万円から6百万円に引き下げられている。なお、配偶者については、税額軽減の制度が存在するため、相続税が大幅に軽減されることになっている。今後、相続法の改正によって、配偶者(妻)の法定相続分が増えた場合には、かなり軽減されることになる。
- 6) アメリカではこの課税方式が採用されており、納税義務者は遺言執行人で、遺産税を納付した後の遺産を相続人に分配することになっている(橋本守次, 2015, pp. 53-54)。相続税を所得税ある

いは財産税の後払いとして説明することを back tax theory (戻し税説)と呼んでいる。因みにイギリスでも1894年に遺産税方式が採用されたが、1974年に資産移転税(capital transfer tax)に改正されてすべての生前贈与と財産の移転が課税対象となった。その後、1986年に遺産税に類似する相続税制度に修正され、現行の制度では死亡による財産移転と死亡前7年間に行われた贈与が課税される遺産税と遺産取得税の混合形態と言われている。

- 7) ドイツの相続税は、遺産取得税の典型であり、贈与税を含めた税となっている。同一の者から過去10年以内に取得した財産を累積して課税している。フランスの相続税は、他の国と異なり、登録税の一種と認識されている。すなわち、相続、贈与を原因とする無償の財産移転に対して課税する登録税の一つであり、納税義務者は財産を取得した者である(橋本守次, 2015, pp. 56-59)。
- 8) 裁判所『司法統計年報(平成27年度版)』を見ると、死亡者は年間約100万人前後に対し、遺産分割に関する調停事件は約1万件、審判事件は約2,000件あり、約1%の方が争っているのが現状である。しかもその件数は年々増え、20年間で5割以上増加している。顕在化しないものを含めればさらに多くの相続争いが起こっていることが予想できる。
- 9) ① 遺産分割前の金銭  
遺産分割前の金銭について自己の相続分の支払いを求めることができるかという問題は、どうだろうか。判例は、「金銭」は遺産分割によって確定するまでは抽象的な割合しか観念できず、法定相続分に応じた持分権を当然に承継するわけではないとして、不可としている(最判平成4年4月10日家月44巻8号16頁)。
- ② 遺産分割前の金銭債権  
これについては、金銭債権は法律上当然に分割され各相続人が相続分に応じて承継するとして、遺産分割前でも相続時に当然分割されるので、持分権の処分も可能だとしている(最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁)。
- ③ 遺産分割前の預貯金  
預貯金は可分債権(427条)である名古屋家審平成2年7月20日家月43巻1号136頁)。したがって、上記(2)と同様に相続時に当然に相続分に応じて承継することになる。それでは、相続分に応じて払い戻しをすることはできるのだろうか。現在の銀行実務では、これを認めていない。払い戻しには、共同相続人全員の同意を要するとしているのは、誤想弁済の問題があるからである。銀行などの金融機関は、相続人間の遺産相続の争い巻き込まれたくないということである。なお、共同相続人全員の意が得られないときは、共同相続人の一部による預金債権の分割手続きを求めることができる(前掲名古屋家審平成2年7月20日)。
- ④ 遺産分割前の連帯債務  
共同相続人が承継した連帯債務はどうなるのだ

ろうか。これにつき、連帯債務は過分であるので、法律上当然分割されて相続分に応じて承継される。したがって、承継した範囲において連帯債務者となるものと解されている（最判昭和34年6月19日民集13巻6号757頁）。

なお、相続が開始されてから、相続財産は共有状態にあるが、各相続人に分散して存在することが往々にして生じる。このときに、勝手に処分されては困るので、民法は相続財産の管理について定めている。原則として、相続が開始してから相続の承認・放棄がなされるまでは、相続人は自己の財産におけるのと同一の注意（≠善管注意義務）をもって相続財産を管理しなければならない（918条1項）。相続放棄をした者については民法第940条、限定承認をした者については第926条が、同様に、自己の財産におけるのと同一の注意義務をもって管理するよう法定している。

- 10) この夫婦別産制というのは、「たとえ夫婦であっても、自分の物は自分の物だという原則」である。これでは、妻の地位が余りにも弱すぎるといって批判が生じた。そこで現れたのが次に述べる「我妻説」である。

我妻博士によると、夫婦の財産の帰属には次の三つの種類があるという。

#### 我妻博士による共有制の解釈

- |                               |
|-------------------------------|
| 1. 名実ともに夫婦それぞれの所有に属するもの       |
| 2. 名実ともに夫婦の共有に属するもの           |
| 3. 名義は夫婦の一方に属するが実質的には共有に属するもの |
- 11) 《参考：計算過程》
- ◎長男 A の実際納付税額 (\*g)
- ①  $950,000,000 \times 55\% - 72,000,000 = \yen 450,500,000$
  - ②  $50,000,000 \times 20\% - 2,000,000 = \yen 8,000,000$
  - ③  $\yen 0$
- ◎次男 B の実際納付税額 (\*g)
- ④  $50,000,000 \times 20\% - 2,000,000 = \yen 8,000,000$
  - ⑤  $50,000,000 \times 20\% - 2,000,000 = \yen 8,000,000$
  - ⑥  $50,000,000 \times 20\% - 2,000,000 = \yen 8,000,000$
- 12) 因みに、世界に目を向けると、カナダやオーストラリアでは相続に伴う課税は廃止され、所得税が課税されている。日本でも相続税を廃止して所得税に一本化することも選択肢の一つとして考えられる。また、ニュージーランドでは遺産税が廃止され、スウェーデンで相続税・贈与税が廃止されている。シンガポール、スロバキアでは相続税の廃止によって海外からの富裕層の流入が見られるという。相続税そのものを廃止するという選択肢についても、租税政策論の研究として今後の課題の一つである。

## 参 考 文 献

- 秋山清成 (2016) 『税務調査官の着眼力Ⅱ 間違いだらけの相続税対策』中央経済社
- 石川正樹 (2015) 『民法のツボとコツがゼッタイにわかる本』秀和システム
- 石村耕治 (2010) 『税金のすべてがわかる現代税法入門塾〔第5版〕』清文社
- 市川 深 (1997) 『相続税贈与税判例コンメンタール〔改訂版〕』税務経理協会
- 伊藤昌司 (2002) 『相続法』有斐閣
- 犬伏由子他 (2016) 『親族・相続法〔第2版〕』弘文堂
- 岩下忠吾 (2014) 『総説相続税・贈与税 第4版』財経詳報社
- 内田 貴 (2011) 『民法Ⅳ〔補訂版〕親族・相続』東京大学出版会
- 右山昌一郎他 (1998) 『相続法と相続税法』ぎょうせい
- 大島俊之 (2000) 『民法Ⅱ〔債権・親族・相続〕(全訂版)』東京法経学院出版
- 風間鶴寿 (1982) 『相続法論序説』法律文化社
- 金子 宏 (2015) 『租税法〔第20版〕』弘文堂
- 久貴忠彦編 (2011) 『遺言と遺留分 第2巻 遺留分〔第2版〕』日本評論社
- 久米和夫・後藤次郎 (2012) 「相続税の課税根拠と課税方式」『四国学院紀要 (A) 37』pp. 119-126.
- 小池正明 (2001) 『知っておきたい相続税の常識 第5版』税務経理協会
- 小池正明 (1995) 『相続税法を初歩から学ぶ 第2版』中央経済社
- 谷口知平 (1991) 『家族法の研究 (下) 相続法』信山社出版
- 床谷文雄・犬伏由子編 (2010) 『現代相続法』有斐閣
- 中川 淳 (1985) 『相続法逐条解説 (上巻)』日本加除出版
- 橋本恭之・鈴木善充 (2012) 『租税政策論』清文社
- 橋本守次 (2015) 『ゼミナール相続税法』大蔵財務協会
- 福田真弓 (2012) 『必ずもめる相続の話』東洋経済新報社
- 前田達明 (2011) 『民法の“なぜ”がわかる』有斐閣
- 増田英敏・林 仲宣編 (2011) 『はじめての租税法』成文堂
- 松原正明 (1994) 『判例先例相続法Ⅰ-遺産分割』日本加除出版
- 三木義一他 (2006) 『〔租税〕判例分析ファイルⅢ 相続税・消費税編』税務経理協会
- 水野忠恒 (2015) 『大系租税法』中央経済社
- 水野紀子編 (2016) 『相続法の立法的課題』有斐閣
- 山内ススム (2014) 『相続税法要説〔四訂版〕』税務経理協会
- ルース・ベネディクト、長谷川松治訳 (1974) 『完訳 菊と刀 日本文化の型』社会思想社
- 我妻 榮他 (2013) 『民法3 親族法・相続法第三版』勁草書房